

高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書

わが国における長期の経済低迷が続くなかで、雇用情勢は依然として厳しいものがある。厚生労働省の調査によれば、2000年12月の完全失業率は、4.8%であり、有効求人倍率は、0.66倍となっている。そのなかで特に60～64歳の高齢者の完全失業率は6.9%という高水準にあり、その有効求人倍率に至っては、0.08倍、55～59歳では0.19倍という厳しい水準にある。

一方、障害者の民間企業における実雇用率（平成12年6月1日現在）は、前年と横ばいの1.49%であるが、法定雇用率1.8%を依然として下回っている。また56～99人規模企業では1.72%が1.66%に、100～299人規模企業では1.41%が1.40%と前年度より低下している（厚生労働省資料）。

わが国においては、定年制や終身雇用といった長年の雇用慣行があり、それらは一定の定年まで安心して勤務できるというメリットがある反面、採用時の年齢制限が、高齢者の雇用を一層厳しくしている。

こうした高齢者の厳しい雇用状況を改善するために、政府は、年金の支給開始年齢65歳に伴う定年制の延長や、再雇用及び継続雇用制度の充実など、あらゆる方策を講ずるべきである。また、高齢者に対しても雇用の機会均等を保障するために、米国におけるような雇用における年齢差別を制限する「年齢差別禁止法」（1967年）の制定も考えるべきである。

一方、障害者雇用においては、企業に対し、障害者の法定雇用率1.8%が設定されておりながら、単なる努力目標であるために、多くの企業において、目標を大きく下回っている。この問題についても、政府はもっと実効性のある対策を打ち出すべきである。

21世紀の少子高齢社会において今後、わが国の労働人口の減少が確実に見込まれる。よって、本市議会は、政府に対し、高齢者及び障害者などの雇用を促進するために、下記の実効性ある対策を早急に打ち出すことを求めるものである。

記

- 1 高齢者の雇用を促進するために、雇用における年齢制限の見直しを行うこと。
- 2 年金支給年齢に応じた65歳までの定年の延長、継続雇用及び再雇用を促進するための実効性のある対策を講ずること。
- 3 障害者の法定雇用率（1.8%）を達成するために必要な実効性のある施策を講ずること。
- 4 障害者の働く場となっている作業所に対する支援策を強化するとともに、障害者に対するIT講習やパソコン購入の補助及び障害者用ソフトや周辺機器

の開発・助成を行うこと。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 13 年 3 月 29 日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男